令和6年12月20日 資料No.1 総 務 常 任 委 員 会

企画課

## 区窓口等の手続における手数料の取扱いについて

現在、免除としている区窓口等の手続における手数料の取扱いについて、予定どおり、 令和7年3月31日をもって終了します。

## 1 内容

区は、区民や区内事業者等の経済的負担の軽減を目的に、令和7年3月31日まで手数料を免除(コンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料は、コンビニエンスストアで扱うことのできる最低料金の10円)としていますが、景気の動向等を踏まえ、予定どおり免除を終了します。

なお、コンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料については、マイナンバーカード更新事務などによる窓口混雑が予測されることから、その緩和を目的として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、10円とします。

## 2 今後のスケジュール

令和6年12月 区民等に向けた周知(区ホームページ、SNS、窓口等)

令和7年 3月31日 区窓口等の手続における手数料免除の終了

4月 1日 窓口混雑緩和のためのコンビニ交付サービスにおける 各種証明書発行手数料10円の開始